

6 独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」について

災害共済給付制度は、学校の管理下で、児童、生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う、国・学校の設置者・保護者の三者負担による互助共済制度である。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色がある。

(1) 災害共済給付の特色

■災害共済給付制度の特色■

- 低い掛金で、厚い給付が行われます。
- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 学校の責任において提供した食物による O-157 等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります。

給付の対象となる「学校の管理下」と災害の範囲

■学校の管理下の範囲

①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 (保育所等における保育中を含みます)	例 各教科(科目)、保育中、特別活動中(学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等)
②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	例 部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導
③休憩時間、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合	例 始業前、業間休み、昼休み、放課後
④通常の経路及び方法により通学(通園)する場合	例 登校(登園)中、下校(降園)中
⑤その他、これらに準ずる場合として文部科学省令で定める場合	例 寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所又は寄宿舎と住居との間を合理的な経路・方法で往復するとき

■災害の範囲

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費
疾 病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの (給食等による中毒・ガス等による中毒・溺水・熱中症・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10(そのうち 1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が定められている。)に「療養に要する費用月額」の 1/10 を加算した額。また、入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障 害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により第 1 級から第 14 級に区分される	障害見舞金 3,770 万円～82 万円 〔通学(園)中の災害の場合 1,885 万円～41 万円〕
死 亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800 万円(通学(園)中の場合 1,400 万円)
	突然死 学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800 万円(通学(園)中の場合 1,400 万円)
	突然死 学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400 万円(通学(園)中の場合も同額)

(注 見舞金については、平成17年度以降に給付事由が生じた場合の額です。)

- 独立行政法人日本スポーツ振興センターが給付する医療費は、医療保険（健康保険、国民健康保険など）の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- 上表の「療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額（「医療保険でいう 10 割分」が 5,000 円以上のものをいいます。（例えば、被扶養者（家族）である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の 3 割分となります。）

- 3 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- 4 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないと、時効によって請求権がなくなります。
- 5 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 6 他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳幼児医療助成）を受けたときは、その限度において、給付を行わない場合があります。
- 7 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校・保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- 8 高等学校の生徒及び高等専門学校の学生が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰、その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- 9 高等学校の生徒及び高等専門学校の学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

(2) 給付を受けるための手続き

給付を受けるための手続き

<例> 学校の管理下で災害に遭い病院等へかかったとき【医療費の請求】

- ① 学校において、災害の発生状況を証明する「災害報告書」を作成します。
保護者は、「医療等の状況」の用紙を学校から受け取り（ホームページからもダウンロードできます）、受診した医療機関へ持参し、診療点数等の証明を受けます。※
- ② 設置者は、①の書類を含む請求に必要な書類を、独立行政法人日本スポーツ振興センター担当部署へ提出します。
- ③ センター担当部署において審査の上、給付金額を決定し、設置者を通じて保護者へお支払いします。

※留意事項

「医療等の状況」等の証明については、日本医師会等の特別の配慮により御協力をいただいております。そのため、「医療等の状況」等の証明を受ける場合は、医師等の都合を確かめてからお願いしてください（用紙を持参してもその場ですぐに書いていただく訳にはいかない場合もあります。）。

<文書料について>

「医療等の状況」等の文書料（証明料）は、医師会等の協力により無料とされている。

医療機関に無料取扱いを今後も続けていただけるよう、学校においては医療機関で証明を受ける場合は次のようなことに配慮する。

- ① 証明を受ける場合は、医師等の都合を確かめてからお願いする。
- ② 証明は、児童・生徒の「学校管理下」で起こった負傷疾病であることから無料としていただいているものであることを銘記し、証明を依頼するに当たっては感謝の念を表し、丁寧にお願いする。
- ③ 保護者に用紙を手渡す時に周知する。

なお、他の法令の規定による給付（例、こども医療費助成など）を受けた場合は、その限度額において給付できない場合がある。

また、長期にわたって治療が必要な場合は、災害が生じた学校において災害報告書（最初の医療費の請求）の作成等の手続きを行わなければ、進学・転校先での請求ができないため、おおよその治療期間の目安を保護者に伺っておくとよい。

(3) 請求と給付

給付金の支払請求は、学校の設置者がセンター（各地域の給付担当課）に対して行い、給付金はセンター（各地域の給付担当課）から学校の設置者を經由して児童生徒等の保護者に支払われます。また、保護者も学校の設置者を經由して給付金の支払請求をすることができます。

★ 給付金の支払請求

給付金の支払請求は、医療費と障害見舞金については、毎月 10 日までに前月分を、死亡見舞金は、その都度行います。

★ 給付金支払請求の時効

給付事由が発生してから2年間

医療費 同一の負傷又は疾病に係る医療費の月分ごとに、翌月の11日から起算して2年の間に請求を行わないときは、時効となります。

例 平成16年9月分の医療費の場合、平成18年10月10日までにセンターに請求を行わないときは、時効となります。また、医療費の場合、その月分ごとに時効の起算日が異なりますので、平成16年10月分の医療費の場合は、平成18年11月10日が時効の満了日となります。

見舞金 負傷又は疾病が治った日の属する月の翌月の11日から起算して2年間

例 平成14年9月1日に治ゆ又は症状固定した場合、平成16年10月10日までに請求を行わないときは、時効となります。

死亡
見舞金

死亡した日の翌日から起算して2年間

例、平成14年10月1日に死亡した場合、平成16年10月1日までに請求を行わないときは、時効となります。

※時効とならないためには、上記に記載する2年の間に、センターに請求を行うことが必要となります。

(4) 医療費の支給

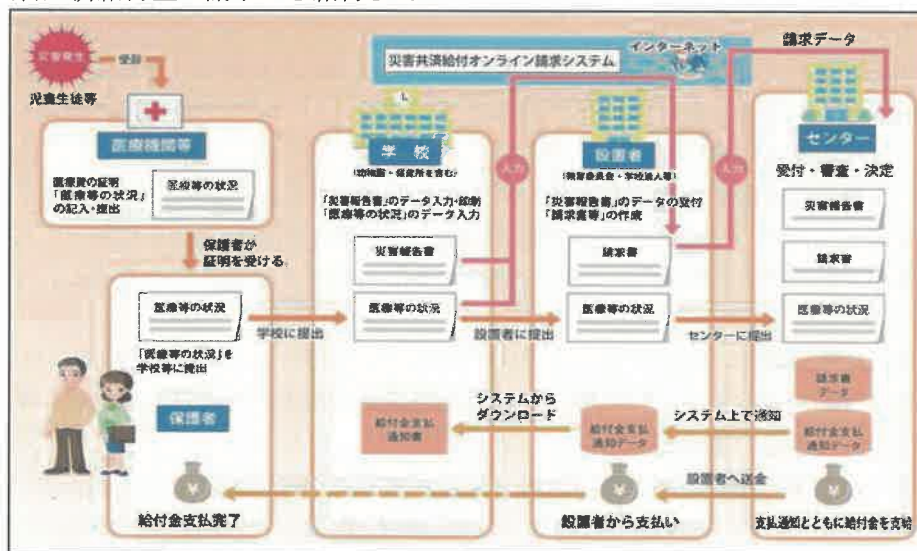
初診から最長 10 年間で支給される。

★ 給付の全部又は一部が行われない場合

- ・第三者の加害行為による災害で、その加害者から損害賠償を受けたとき（対自動車交通事故など）
- ・他の法令の規定による給付等を受けられるとき
- ・非常災害（地震、津波、洪水など）で一度に大勢の児童生徒が災害に遭い、給付金の支払が困難になったとき
- ・高等学校の生徒及び高等専門学校学生の故意等による災害（自殺など）には給付が行われません。
（ただし、いじめ、体罰その他の当該高校生等の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により故意に死亡したとき等については、平成28年4月1日以後に生じた場合は、給付の対象となります。）

また、重過失（単車通学におけるスピード違反など）による災害については、一部給付の減額が行われます。

(5) 災害共済給付金の請求から給付まで



※独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページ（災害と給付）、「災害共済給付制度」のお知らせより引用